人と川とのかかわり

- 1. 洪水から街を守る
- 2. 水利用
 - 2.1 瀬田川 2.2 野洲川
 - 2.3 姉 川 2.3 三田川他7河川
- 3.河川利用
 - 3.1 瀬田川 3.2 野洲川
 - 3.3 草津川 3.4 姉 川
 - 3.5 三田川他7河川
- 4. 琵琶湖周辺における生業(なりわい)

1. 洪水から街を守る

- 1) 水防活動
- 2)住民意識
- 3)情報提供

水防活動とは!

- •人命と財産を災害から守る
- •堤防の機能を最大限発揮させるもの
- •被害を最小限にとどめるための人的な活動
- •自分たちの命や財産は自分たちで守るという 基本的な自己防衛活動

水防活動は河川改修と並ぶ<u>「車の両輪」</u>として、益々重要な使命を帯びてきている

水防に関する組織等

水防法において規定

- •水防に関する責任は市町村等が有する
- •市町村等の団体を水防管理団体と定めている
- •水防管理団体は県内50団体
- ・水防に関して常設の消防機関をその統括下において水防活動に従事させることができる
- •県は、水防管理団体の水防活動が十分に行われるように確保すべき責任を有する
- ・県は、水防管理団体が水防の効果を発揮するために必要な水防計画の作成、洪水予報や水防警報の発表・通知、緊急時の立ち退きの指示、水防費の補助等を行うこととされている

水防活動(1)

- •水防は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであるといわれています
- •知事及び知事により指定された水防管理団体の管理者は水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び関連施設の操作、水防管理団体相互間の協力応援等を盛り込んだ水防計画を定めることとなっています
- •国民経済上重大な損失が生ずるおそれのある河川については、国土交通大臣が気象庁長官と共同して、一般住民に洪水の生じるおそれがあることを周知する洪水予報を行うこととしています

水防活動(2)

- ・平成13年の水防法改正により、洪水により相当な損害の生じるおそれのある河川について、<u>知事</u>が気象庁長官と共同して洪水予報を行うことができるようになりました
- •国土交通大臣又は知事は河川、湖沼又は海岸を指定して、 水防管理団体の水防活動に指針を与える水防警報を行う こととしています
- •水防機関には、道路の優先通行、警戒区域の設定等の水防活動上必要な権能が付与されるとともに、国土交通大臣及び知事には、水防管理者、水防団等に対する緊急時における指示権が与えられています
- •知事は 自衛隊の派遣を要請することができることとなって います

洪水予警報と水防警報

洪水予報を行う河川

水防警報(情報)を行う河川



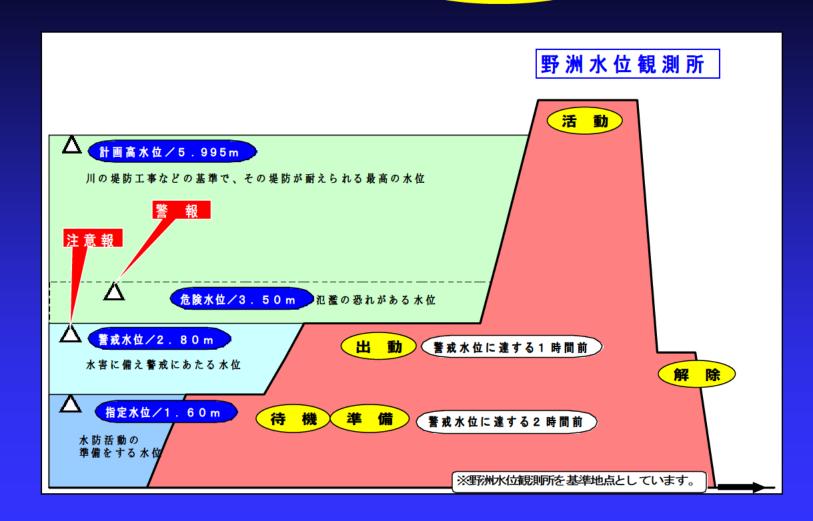
<u>河川名</u> 琵琶湖	指	定区	間	
琵 琶 湖	河	Ш	名	
	琵	琶	湖	

河川名 野洲川 瀬田川	直轄	管理	区間	
	河	Ш	名	
	野	洲	Ш	
	瀬	田	JI	
草津川	草	津	JII	

指	定 区 間
河	川名
野洲川	本 川 支線杣川
愛知川	本 川
姉 川	本 川 支線高時川
安曇川	本 川
日野川	本 川

洪水予警報

上、水防警報

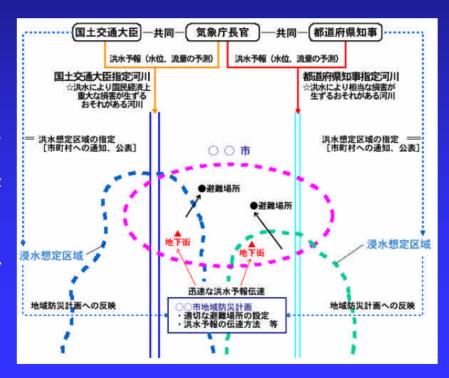


洪水時における 円滑かつ迅速な避難の確保(1)

平成13年の水防法改正により、洪水予報河川として指定された河川について、洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置が盛り込まれました。

1) 浸水想定区域の指 定・公表及び関係市町 村への通知

国土交通省または県は、洪水予報 河川として指定した河川について、 当該河川整備の基本となる計画降 雨により河川がはん濫した場合に 浸水が想定される区域(浸水想定 区域)を、浸水した場合に想定され る水深とともに指定・公表し、関係 市町村に通知することとされてい ます。



洪水時における 円滑かつ迅速な避難の確保(2)

2) 浸水想定区域における

円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置

- •災害対策基本法の市町村防災会議は、浸水想定区域の指定を受けて、 同法の市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の 伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要 な事項を定めることとされています。
- 市町村長は、市町村地域防災計画に定められた洪水予報の伝達方法、 避難場所等について住民に周知させるよう努めることとされています。 周 知にあたっては、「洪水ハザードマップ」を作成、配布する等視覚的手法を 用いることが望ましいといえます。
- 市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が市町村相互間地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等を定めることとなります。

水防 消防団員の活動と水防工法(1)

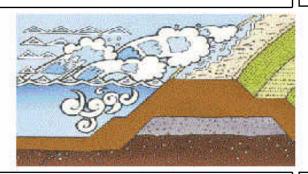
主な破堤原因

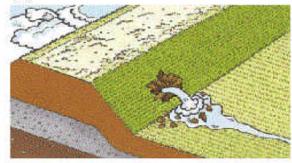
(1) 越水(溢水)

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出す 状態のことです。あふれた水が堤防の裏法を削り、破 堤を引き起こすことがあります。

(2) 浸透(漏水)

河川の水位が上がることにより、その水圧で河川の水が 堤防を浸透し、堤防の裏法面などに吹き出すことです。 水が浸透することで堤防が弱くなり、破堤を引き起こすことがあります



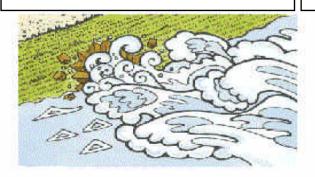


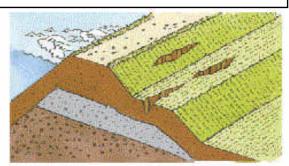
(3)洗掘

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表法面の土が削り取られる状態のことです。削られた箇所がどん どん広がると破場を引き起こすことがあります。

(4) 亀 裂

堤防の表面に亀裂が入ることです。そのままにしておくと、 亀裂が広がり、破堤を引き起こすことがあります。





水防・消防団員の活動と水防工法(2)

・水防活動は、悪条件の気象の下で行われる<mark>極めて</mark> 危険を伴う作業です

・水防活動に従事する水防・消防団員には、生命を かけた活動が要求される場合もあります

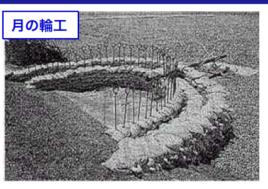
•水防団員及び消防団員の活躍なくしては、洪水、 高潮等による災害の発生を防止するための水防活動を、迅速かつ的確に行うことができないのです

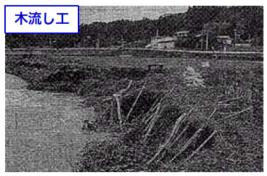
水防・消防団員の活動と水防工法 (3)

水防工法には、積土のう、シート張り工、 月の輪工、木流し工をはじめ、五徳縫い、 中聖牛など種々の工法があります

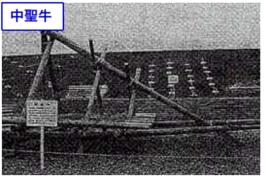








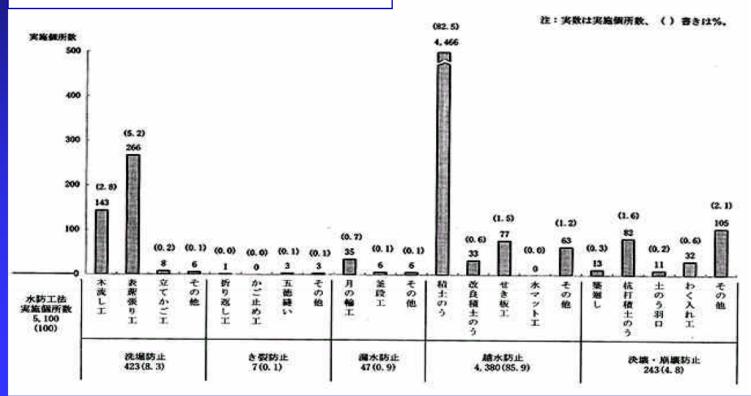




水防 消防団員の活動と水防工法(4)

洪水時における現地の状況及び実施目的、並びに 資材・人員等に応じた適切な工法を採用して、実際 の水防活動が行われています

水防工法分類別実施状況(平成11年度)



水防 消防団員の活動と水防工法(5)

昭和50年8月出水における水防活動







高時川

水防 消防団員の活動と水防工法(6)

水防演習(平成2年度野洲川水防演習)







水防 消防団員の活動と水防工法(7)

水防要員数

■合計 50団体 9,397人

市町村	招	団員数
大 津	市	1,054
彦 根	市	487
長 浜	市	316
近江八	幡市	381
八日市	<u> 市 市</u>	245
草津	市	187
守山	市	214
志 賀	町	156
栗東	町	80
中主	町	79
野洲	町	98
石 部	町	83
甲西	町	202

市町村名	団員数
水口町	272
土山町	207
甲賀町	250
甲南町	182
信楽町	290
安 土 町	100
蒲生町	170
日 野 町	183
竜王町	178
永源寺町	223
五個荘町	120
能登川町	172
愛 東 町	51

市町村	村名	団員数
湖東	町	50
秦荘	町	57
愛知	川町	65
豊 郷	町	42
甲良	町	57
多 賀	町	56
山東	町	237
伊 吹	町	183
米 原	町	264
近江	町	178
浅 井	町	257
虎姫	町	110
湖北	町	218

	十四・八
市町村名	団員数
びわ町	142
高月町	284
木之本町	263
余 呉 町	197
西浅井町	214
マモノ町	104
今 津 町	93
<u>朽木村</u>	45
安曇川町	62
高島町	92
新 旭 町	147

単位:人

9.397